

宇陀市監査委員公告第3号

平成26年度財政援助団体監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月24日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 上 田 徳

1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体の監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 宇陀商工会
- (2) 対象事務 宇陀商工会における宇陀市からの財政援助（宇陀市商工会補助金）に係る出納その他の事務で、主として平成24年度及び平成25年度執行の事務
- (3) 所管課 農林商工部商工観光課

3 監査の期間

平成26年11月25日から平成27年3月13日まで

4 監査の方法

監査は、宇陀商工会に対し、平成24年度及び平成25年度の財務に関する書類の提出を求め、出納その他の事務が適正に行われているか、また事務事業が補助の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかについて、事業報告書、財務諸表等関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

5 監査の結果

宇陀商工会の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。また、所管課における補助金の交付事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、監査における意見は次のとおりである。

(1) 宇陀商工会に関する意見

厳しい経済状況の中、地域の商工業が活性化するためには、地域の社会経済を支える商工業の総合的な改善発達を図る商工会の役割は重要である。

こうした中、平成26年3月末の会員数は、高齢化等による脱会者数が新会員の加入者数を上回ったことにより、年々減少傾向にある。また、自主財源である会費手数料等収入についても、会員数の減少により年々減少傾向にあり、財政基盤の強化のためにも会員数の確保が課題となっている。

厳しい財政構造の中、一層効率的な事務事業を推進するためにも、合併のメリットを最大限に引き出し、会員のニーズや要望に応じていかれたい。さらに、商工業に観光及び農業を含めた産業振興についても、地域に密着

した事業を引き続き展開し、地域経済の活性化を図られることを望む。

(2) 所管課に関する意見

所管課である商工観光課においては、宇陀市商工会補助金交付要綱に基づき補助金を交付しているが、交付にあたっては貴重な財源の有効活用を図る意味からも、過去の経緯を踏襲するのではなく、補助事業の実情を把握するとともに、効果の検証に努め、補助金が公正かつ効果的に使用されるよう一層努められたい。

また、宇陀市商工業の活性化を目的に平成24年度よりウッピー商品券を発行しており、商品券に管理業務を宇陀商工会へ委託している。この商品券は、市内の商工会加入業者のみで流通しているもので、商工会の活性化に寄与できるものと考えられる。市内の商工業を活性化することが、市の活性化につながることから、今後も引き続き、宇陀商工会の支援に努められたい。